

よくある質問 (FAQ)

Q1 行政書士が代理で申請する場合の注意点はありますか？

A1 申請書 P1 「記入担当者氏名欄」に、次の例のとおり記載してください。

「行政書士 ○○ ○○○」

なお、行政書士に対する委任状等は必要ありません。

Q2 郵送にて申請書を提出しましたが、継続に丸すべきところを、新規に丸をしてしまいました。再度、提出する必要はありますか？

A2 軽微な誤りについては、こちらで訂正しますので、再度提出していただく必要はありません。

Q3 「入札参加資格審査申請書受付調書」を提出する必要はありますか？

A3 申請書類とともに提出してください。

Q4 「入札参加資格審査申請書受付調書」に記入する法人番号は、「履歴事項全部証明書」に記載の法人番号を転記すればよいですか？

A4 「履歴事項全部証明書」記載の番号は、会社法人等番号といって厳密には法人番号ではありません。

会社法人等番号の左端に1桁のチェックデジットを付加した13桁のものが法人番号です。

法人番号は、下記国税庁法人番号公表サイトから検索することが可能です。

[国税庁法人番号公表サイト](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp)

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

Q5 「入札（見積）参加資格審査申請書」を2部提出する必要があるということですが、2部の内1部はコピーでよいですか？

A5 2部とも押印が必要なため、コピーでの提出は受け付けません。

なお、記載事項を記入していただき、コピーした後、押印したものを提出していただいても結構です。

Q6 登記は市外にあるが、実際営業している本社が和歌山市内にあります。申請書（2）申請者本店等所在地欄には、どちらの住所を記載すればよいですか？

A6 申請書（2）申請者本店等所在地欄には、実際営業している本社の住所を記載し、市外の登記上住所を申請書欄外（申請書1枚目の（1）継続・新規の右側）に登記上住所として記載してください。

なお、営業所実態調書の住所は市内の営業所の住所、内容を記載し、写真を貼付してください。

Q7 「入札（見積）参加資格審査申請書」電子メール欄について、記入は必須ですか？

A7 記入は必須ではありません。

Q8 「入札（見積）参加資格審査申請書」（4）使用印鑑において、使用社印の押印は必須ですか？

A8 和歌山市との取引に社印を使用する場合は、使用印鑑とともに押印してください。

Q 9 該当のない調書にも「該当なし」と記載して提出する必要がありますか？

A 9 各調書については、該当する調書のみ提出してください。

Q 10 和歌山市に支店等があるが、受任者に設定せず、申請書（5）「和歌山市内の営業所等」に記載しない場合、和歌山市税完納証明書の提出は必要ですか？

A 10 和歌山市税が課税されている場合は、完納証明書を提出してください。

課税されていない場合は、申請書（9）「和歌山市税課税状況」の課税なしに☑してください。

Q 11 「入札（見積）参加資格審査申請書」（8）営業区分について、該当する営業区分はどのように判断すればよいですか？

A 11 リンク先ページのQ4を参考にしてください。

[中小企業庁：FAQ「中小企業の定義について」](#)

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1

Q 12 「業務委託調書」の前年度における売上高欄について、業務委託コード毎に分けられない場合はどのように記載すればよいですか？

A 12 主たる業務コードに合算して、前年度売上高に記載してください。

Q 13 和歌山県税の完納証明書は必要ですか？

A 13 不要です。

Q 1 4 「役員等調書及び照会承諾書」に記載する役員の住所は、個人情報保護の関係で記載を省略することが可能ですか？

A 1 4 住所の記載なしで受け付けることは可能ですが、役員の「役職名、氏名、生年月日」は必ず記載してください。

なお、警察への暴力団の照会で、同性同名の方がいた場合など、住所が必要であれば後日ご連絡します。

Q 1 5 「役員等調書及び照会承諾書」に記載する役員の人数が多いため、調書に「別紙のとおり」とし、別紙名簿を添付してよいか？

A 1 5 「役員等調書及び照会承諾書」に記載の項目を満たしていれば、別紙で提出していただいで結構です。

Q 1 6 「営業所実態調書」の住所の記載について、契約等は本店（登記の場所等）で行うが、事務所（工場等）が和歌山市内の別の場所にある場合、どちらの住所を記載すればよいですか。

A 1 6 「営業所実態調書」の「1 認定の対象となる営業所の状況」の「営業所の住所又は所在地」には、本店等の住所を記載した上、実際営業している事務所（工場等）の住所を（ ）で記載してください。

「建物の使用形態」から「常駐責任者職氏名」までは、実際営業している事務所（工場等）について記載してください。

実際営業している事務所（工場等）の写真を貼付し、（1）営業所外観の写真の（説明欄）に、事務所（工場等）の住所を記載してください。

※実際営業している事務所（工場等）が市外にある場合は、市内業者と認定できないので、注意してください。

Q17 「営業所実態調書」に貼り付ける内部写真について、社内で部門が分かれているが、事務機器等について全てが写らなくてもよいですか？

A17 内部（事務所）の写真は代表の部門等の1か所のみでの貼付で結構です。

Q18 テナントビル等に入居している場合、「営業所実態調書」の建物の使用形態はどのように記入すればよいですか。

A18 所有又は賃貸借している部分のみについて、営業所専用か兼用かを☑してください。

Q19 「営業所実態調書」に貼り付ける写真はモノクロでもよいか？

A19 営業所の確認のためカラー写真をお願いします。

Q20 「営業所実態調書」について、写真を貼り付けるのではなく、画像を貼り付けて印刷してよいですか？

A20 画像を貼り付けて印刷していただいて結構です、ただしカラーで印刷してください。

Q21 返信用封筒に貼る切手は84円のみでよいですか？

A21 審査結果通知書を、簡易書留にて郵送するため434円分切手を貼付した返信用封筒が必要です。

郵便申請に限り、上記の434円分切手を貼付した返信用封筒に、追加して受領書送付用として84円分切手を貼付した返信用封筒が必要です。

Q22 返信用封筒は角2封筒でもよいですか？

A22 郵便料金は長形3号封筒の使用を想定しています。

長形3号封筒を使用してください。

Q23 434円分切手貼付け返信用封筒は、料金受取人払封筒で代用できますか？

A23 あらかじめ簡易書留承認を受けた料金受取人払封筒であれば代用は可能です。

しかし、簡易書留承認を受けていない場合は、通常の郵送方法でしか送付できないため、

434円分の切手を貼付した長形3号の封筒を用意してください。

Q24 前回「資本関係、人的関係等に関する調書」を提出したが、今回から不要となったのか？

A24 今回から提出不要とし、入札時等必要に応じて徴取します。